令和6年度府中市集団指導資料 総合事業編

(高齢者支援課)

【目次】

- 1 介護報酬改定に伴う変更事項(訪問型サービス)
- 2 介護報酬改定に伴う変更事項(通所型サービス)
- 3 指定更新について
- 4 総合事業の課題
- 5 総合事業の目指す姿
- 6 課題に対する対策
- 7 一般介護予防事業等について

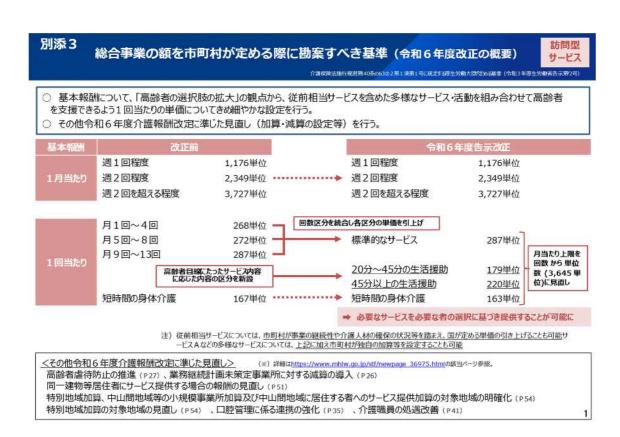


1 介護報酬改定に伴う変更事項(訪問型サービス)

令和6年度介護報酬改定の総合事業の訪問型サービス(国基準)については介護保険最新情報 Vol.1210 より添付しています。

令和6年4月、6月時点の基本報酬、加算、減算についても同様です。

訪問型サービス(市基準)について、今回の改正による単位の変更はありません。



訪問型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年4月時点)

サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する原生労働大臣/定める基準(令和3年原生労働省告示第2号)より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	
(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位

□ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)(※	(1)
(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合 (旧区分二~へを統合)	287単位
(2)生活援助が中心である場合 (※2)	VI.
(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(二) 所要時間45分以上の場合	220単位
(3) 短時間の身体介護が中心である場合 (※3)	163単位

(※) は、令和6年4月に見渡しを行った事項。

(※1) 口については 1月につきイ(3) に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

企町は近年度25。 (株3) ロ (3) C ついては、身体介護 (利用部の身体に海接接触。で行う作動並列にこれを行うために必要な事権及び ■ 後3年並列に利用物の日常生命を対しのに企動は機能の利益のためのが動が例所が放援的ないう。以下同 C、)が中心である過程を相当的歴史・ビスを行った場合に所定権を回路を指する。

(※4) イ並びにロ(1)及び(3)については、介護保険法能行規則第2条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介鑑に従事した場合は、当該月において算定しない。

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
初回加算 (1月(こき)	200単位
生活機能向上連携加算(I) (1月につき)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき)	200単位
口腔連携強化加算 (1回につき、1月1回まで)	50単位
介護職員処遇改善加算(I) (1月icoè)	137/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき)	100/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) (1月につき)	所定単位数) 55/1000
介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月(こき)	所定単位数 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月/口き)	所定単位数 42/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)	所定単位数0 24/1000
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物 の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年6月時点)

肪問型 サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大田が定める基準(令和3年厚生労働省告

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	
(1)1週に1回程度の場合	1,176単位
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位

□ 1月当たりの回数を定める場合 (1回につき) (%	€1)
(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合	287単位
(旧区分二~へを統合)	
(2) 生活援助が中心である場合 (※2)	
(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(二) 所要時間45分以上の場合	220単位
(3) 短時間の身体介護が中心である場合 (※3)	163単位

(※) は、令和6年6月に見直しを行った事項

(※) は、年間を手引は、配して行った事為。 (※1) ロについては、1月につきイ(3) に関ける単位数の範囲で所定単位数を算定する。 (※2) ロ(2) については、単身の世際に乗する利用者のは本統和人に接続以下「穿球等」という。)と同様して いる利用者であった、当該条款等が審査、行うことが経験であるものに対して、主意財務(国際、環境、接続等の家の規則であって、これを受けなければ記律生態を見ついた支援が至する利用部に対して行われるものをいう。) が中心である原定相当的限サービスを行った場合に、現に乗した時間ではなく、影響サービスを行った場合に、現に乗した時間ではなく、影響サービスを行った事会を進歩の終め首で将 定単の数を資まする。

定単位数を資金する。 (第3) ロ (3) については、身体介質(利用者の身体に歯接接触。で行う介動被びにこれを行うため心が要な準備及び 接触未被がに利用者の行用生活を割むのに必要は機能の他に等のための計算が再作的な種類をいう。以下向 に、) が中心である結定部当節問動・上心を持った。場合に市定単位部を設定する。 (第4) イダがたロ (1) 及び (3) については、方程保持法的に利用途中の22第1項に発生する件法接続似事を搭 検算機の修了者が身体介強に従いした場合は、当動用において資金しない。

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
初回加算(1月60à)	200単位
生活機能向上連携加算 (I) (1月(Dē)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月にごき)	200単位
口腔連携強化加算 (1回につき、1月1回まで)	50単位
介護職員等処遇改善加算 (I) (1月につき)	所定単位数の 245/1000
介護職員等処遇改善加算 (II) (1月kJē)	224/1000
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) (1月につき)	所定單句數 182/1000
介護職員等処遇改善加算(IV) (1月ICD8)	所定単位数の 145/1000
†和7年3月31日までの棚 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)~(14)(1月につき)	**・所定単位数の 221/1000 から76/1000

(8) 5) (1) 221/1000, (2) 208/1000; (3) 200/1000, (4) 187/1000, (5) 184/1000, (6)163/1000, (7) 163/1000, (8) 158/1000, (9) 142/1000, (10) 159/1000, (11) 121/1000, (12) 118/1000, (13) 100/1000, (14) 76/1000

高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物 の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

訪問型サービス(市基準)について

利用者の区分	提供者の区分	1月当たりの単位数	1日当たりの単位数
必要な回数が1週	訪問介護員等	1,058単位	35単位
に1回程度	研修修了者	952単位	31単位
必要な回数が1週	訪問介護員等	2,114単位	70単位
に2回程度	研修修了者	1,903単位	63単位
必要な回数が1週に2	訪問介護員等	3,354単位	110単位
回程度を超える回数	研修修了者	3,019単位	99単位

2 介護報酬改定に伴う変更事項(通所型サービス)

令和6年度介護報酬改定の総合事業の通所型サービス(国基準)については介護保険最新情報 Vol.1210 より添付しています。

令和6年4月、6月時点の基本報酬、加算、減算についても同様です。 通所型サービス(市基準)については、国基準にならい、時間での分けをな くしました。

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準(令和6年度改正の概要)



- 基本報酬の単価について、通所介護の介護報酬改定に準ずる見直しを行うとともに、介護予防通所リバリテーションと同様に運動機能 向上加算を包括化する。また、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高 齢者を支援できるよう要支援2の者の1回当たりの単価について1回からの算定を可能とする。
- その他令和6年度介護報酬改定に準じた加算・減算の設定を行う。



⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

※ このほか地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点にたち、送迎を外部委託等する場合の基本報酬に占める<u>送迎に要する質用を明</u>確化。

注)従前相当サービスについては、<u>市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げることも可能</u>サービスAなどの多様なサービスについては、<u>上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能</u>

通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化 (P55)

特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化 (P54) 選択的サービス複数実施加算の見直し (P53) 、科学的介護推進体制加算の見直し (P39) 、介護職員の処遇改善 (P41)

通所型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年4月時点)

通所型 サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する原生労働大田/定める基準(令和3年原生労働省告示第2号)より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	
(1) 事業対象者·要支援1	1,798単位
(2) 事業対象者·要支援 2	3,621単位

□ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	
(1) 事業対象者·要支援1	436単位
(2) 事業対象者·要支援 2	447単位

(※) については、令和6年4月に見直しを行った事項。

(※1) イ及が口について、利用の4年月に発出しる行うた事例。 (※1) イ及が口について、利用者が事業対象者(介護保険法語行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。)であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定機当適所型サービス計画を起うる程度の指定権当適所型サービス計画を建立された者については、イ(1)又は1(1)に関ける所定単位数を、1週に2回程度又は2回を起える程度の指定権当適所型サービスが必要とされた者については、イ(2)又は1(2)に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

(※2) ロ(1) については1月につき4回まで、ロ(2) については1月に8回までの範囲で、 所定単位数を算定する。

利用者の比能にはごとせ-	-ビス提供や施設の体制に対する減算
本17日1日の77人1881年11月1日の11日	し入がしていかのメントルルルにとしての地が主

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 通所型サービスを行う場合	- 94単位、- 376単位 又は- 752単位
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	- 47単位

利用者の状態に応じたサービス提供・ 施設の体制に対する 加算	to et
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算 (1月につき)	100単位
若年性認知症利用者受入加算 (1月につき)	240単位
栄養アセスメント加算 (1月につき)	50単位
栄養改善加算 (1月につき)	200単位
口腔機能向上加算(I) (1月につき)	150単位
口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき)	160単位
一体的サービス提供加算 (1月につき)	480単位
サービス提供体制強化加算(I) (1月につき)	18年位 见其176回位
サービス提供体制強化加算(II) (1月につき)	77新位 交叉144新位
サービス提供体制強化加算(III) (1月につき)	34 排 担义 第48集役
生活機能向上連携加算(I)(1月00±3月01回線)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき)	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算(I) (1回につき、	20単位
口腔・栄養スケリーニング加算(Ⅱ) (1800年) (1801年) (5単位
科学的介護推進体制加算 (1月につき)	40単位
介護職員処遇改善加算(1) (1月に2ぎ)	59/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき)	49/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき)	23/1000
介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき)	12/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき)	10/1000
介護職員等ペースアップ等支援加算 (1月につき)	11/1000

通所型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年6月時点)



※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する原生労働大田/定める基準(令和3年原生労働省告示第2号)より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)		
(1) 事業対象者·要支援1	1,798単位	

(2)	事業対象者·要支援2	3,621単位
		1000 (1000)

□ 1月当たりの回数を定める場合(1回につ	き)
(1) 事業対象者·要支援1	436単位
(2) 事業対象者・要支援2	447単位

(※) については、令和6年6月に見画しを行った事項。
(※1) イ及びロについて、利用者が事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。)であって、介護予約サービス計画において、1週に1回保護の指定相当議所型サービスが必要とされた者については、イ(1) 又はロ(1) に関する所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当適所型サービスが必要とされた者については、イ(2) 又はロ(2) に向ける所定単位数をそれぞれ算定する。

(※2) 口(1) については1月につき4回まで、口(2) については1月に8回までの範囲で、 所定単位数を算定する。

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齡者虐待防止措置未実施滅算	-1/100
業務継続計画未実施滅算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 通所型サービスを行う場合	- 94単位、- 376単位 又は - 752単位
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	-47単位

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算(1月につき)	100単位
若年性認知症利用者受入加算 (1月にご)	240単位
栄養アセスメント加算(1月につき)	50単位
栄養改善加舞(1月00色)	200単位
口腔機能向上加算(I) (1月につき)	150単位
口腔機能向上加算(II) (1月につき)	160単位
一体的サービス提供加算(1月につき)	480単位
サービス提供体制強化加算(I) (1月につき)	58種位 又數76個位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき)	72學位 欠第144學位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき)	24個代页 24個配页
生活機能向上運携加算(I) (1月00% 3月61回極度)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき)	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算(I) (1単につき、	20単位
口腔・栄養スケリーニング加算 (Ⅱ) (1乗1008: 8月は12条制度)	5単位
科学的介護推進体制加算 (1月につき)	40単位
介護職員等処遇改善加算(I)(エ月につき)	92/1000
介護職員等処遇改善加算(II) (1月(つき)	90/1000
介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき)	80/1000
介護職員等処遇改善加算(IV)(1月につき)	64/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)~(14)(1月に○き)	81/1000 から33/1000

(33)(1)31/1000,(2)76/1000,(3)79/1000,(4)74/1000,(5)65/1000,(6)63/1000,(7)56/1000,(9)54/1000,(9)45/1000,(10)45/1000,(11)53/1000,(12)43/1000,(13)44/1000,(14)33/1000

通所型サービス(市基準)

【改正前】

利用者d	0区分	1月当たりの単位 数	1日当たりの単位数
要支援 1 、事業対象者 (事業対象者; 必要な回数が	必要な時間; 1日2時間以上3時間未満	1,192単位	39単位
1週に1回程度)	必要な時間;3時間以上	1,250単位	41単位
要支援 2 、事業対象者 (要支援 2 ; 必要な回数が 1 週に1回程度である者を除く) (事業対象者; 必要な回数が 1 週に2回程度)	必要な時間; 1日2時間以上3時間未満	2,732単位	80単位
	必要な時間;3時間以上	2,492単位	82単位
要支援2 (要支援2;必要な回数が 1週に1回程度である者)	必要な時間; 1日2時間以上3時間未満	1,228単位	40単位
	必要な時間;3時間以上	1,288単位	42単位

【改正後】

利用者の区分	1月当たりの単位 数	1日当たりの単位数
要支援 1 、事業対象者 (事業対象者;必要な回数が1週に1回程度)	1,364単位	45単位
要支援2、事業対象者 (要支援2;必要な回数が1週に1回程度である者を除く) (事業対象者;必要な回数が1週に2回程度)	2,666単位	88単位
要支援2 (要支援2;必要な回数が1週に1回程度である者)	1,375単位	45単位

3 指定更新について

府中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定有効期限を迎える事業所で 指定更新を希望する場合、指定更新手続きが必要になります。

提出書類:市役所ホームページに掲載

https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/hoken/sogojigyo/siteikousinn.html

提出期限:**指定有効期限満了日の前々月末**

例)指定有効期限 令和6年3月31日 令和6年1月31日提出締切

【注記】

- (1)提出期限の概ね2か月前頃に該当事業所へ更新案内通知を郵送またはメールにてお送り予定ですが、各事業所においても指定有効期限の確認をし、更新忘れの無いようお願いします。
- (2)従前相当(国基準サービス)と緩和型(市基準サービス)において指定有効期限が異なる場合、期限の遅い方の指定更新を早めることにより一括で更新手続きを行えます。
- (3)指定更新時に過去分の変更届出の未提出が判明することが無いよう、変更 届出は変更のあった都度、都への提出とは別に総合事業分については高齢者 支援課へご提出してください。

4 府中市総合事業の課題

府中市の総合事業の課題として、次の3つがあげられます。

介護保健事業の問題;75歳以上の人口増加、介護人材不足 お守り認定;「要支援1,2」の認定者のサービス利用率 60% 地域支援事業交付金の上限超過問題

;国が定める総合事業における事業費の上限額(75歳以上の人口等により 設定)以上の費用がかかっている。

超過分を個別協議し、今は例外的に交付を受けられている。 しかし、いつまで受けられるかはわからない。

5 府中市総合事業が目指す姿

【介護予防・総合事業におけるスローガン】

「長いきいき生活」

~誰もが「長生きをしたい」「いきいきと生活したい」と願うものです。健康 寿命を延ばせる街にします。

【介護保険の理念 = 「高齢者の自立支援」】

過度なサービス利用は、利用者の力や可能性を奪うことになりかねません。 高齢者の自立に向けた働きかけを利用者に行うことが大切です。

他人に介護をしてもらうことは、利用者にとって楽なことですが、その分、 今までできていたことが減ってしまう可能性もあります。「できることを増や す」のみならず、「今までできている能力を落とさない」ことも重要と考えま す。

6 課題に対する対策

対策1 窓口対応の統一

「支援が必要な方をすばやくつなげる体制」を作ります。

フレイルのリスクがある方は、認定調査を受けなくても、基本チェックリストで対象になれば、総合事業のサービスを利用して、すみやかに元の暮らしに 戻れる支援につながります。

令和6年度版 府中市 介護保険ガイド&おとしよりのふくしに詳細が掲載されています。

対策2 短期集中予防サービス事業(サービスC)の実施

(1)目的 要支援者等のセルフケアの習慣化や社会参加の促進を図る事で 自立を支援します。

(2)事業概要

実施時期 通年実施

対象者 要支援1・2、事業対象者

- ・介護保険サービスを利用していない新規認定者
- ・介護保険サービスを利用している要支援者
- ・相談業務等から把握し、基本チェックリストで事業対象者となった方 サービス内容 主にリハビリ専門職のコーチングに特化したサービス
- ・必要な方は送迎相談。食事・入浴なし。
- ・リハビリ専門職と地域包括支援センター(プラン担当職員)の同行訪問アセスメント(家庭訪問)
- ・サービス利用後に地域ケア会議

対策3 自立支援ケア会議

(1)目的

- ・事例を通じて自立支援型ケアマネジメントの理解を深める。
- ・多職種の視点による重症化防止、専門性の向上と他の職種への技術移転。
- ・よくある事例から、受け持ちの事例の共通項をみつけ役立てる。

(2)出席者

地域包括支援センター(プラン担当職員)、通所事業所、同行訪問リハ職、 生活支援コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院MSWなど

- (3)開催方法 会場、WEB
- (4)開催時期 奇数月第4金曜日

(5)運営方法

包括支援センターより、介護予防ケアマネジメントの事例を提出し、多職種で実現可能ないきいきとした生活に向けて、 なぜ今の状態になったのか? どんな暮らしを目指すのか? 解決すべきことは何か?を考え、この事例から学ぶ機会。事例を積み重ねることで、府中市が目指す「長生きいき生活」支援の共通認識を図る。

対策4 生活支援体制整備事業の充実

令和6年度より生活支援コーディネーターを増員し、日常生活圏域に社会福祉協議会と地域包括支援センターに1人ずつ配置しています。

生活支援コーディネーターは、総合事業に位置付けられた専門職です。高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住民同士の支えあいの取組や生きがいづくり、自分らしく活躍できるための場づくりを進めていく役割です。

要支援 1 , 2 の方は「可逆性」があり、健康な状態に戻る力のある方々です。 介護保険サービスでの目標が達成されたら、次に地域でのつながりやご本人が 自分らしく活躍できる場へ導くお手伝いをしています。

7 一般介護予防事業等について

介護保険サービスだけでなく、地域活動につながる一般介護予防事業も活用しながら、自分らしい生活を送れる支援をお願いします。 地域の介護予防事業 詳細は地域包括支援センターへ

市HP包括事業

地域交流ひろば

ふちゅう元気アップ体操と同じ会場において、ふちゅう元気アップ体操で学 んだ体操を音源に合わせて参加者同士で気軽に行う体操。(無料)

フレイル予防講習会

フレイルを予防するために必要な運動と社会参加の方法、栄養・口腔機能について学ぶことが出来る教室全4回とフォローアップ2回の講習会。(500円(全6回))

介護予防講座

文化センター等において、介護予防のための体操や、介護予防に関する知識を学ぶための講座。(無料(実費徴収の場合あり))

介護予防推進センターの介護予防事業

市HP センター事業



介護予防教室

マシンを使用した教室や、フロアを利用したフレイル予防のための教室などがあります。

毎日体操

ふちゅう体操等の映像に合わせて自身で体操を行う(無料)

施設利用(有料)

マシンを使用した教室を修了した方を対象に、ご自身でマシントレーニング を行うマシン継続トレーニングが利用できます。

このほか介護予防推進センターでは多種多様な介護予防事業を行っています。